

## 二二 中立

一 中立とは、戦時国際法上の制度であり、国際法上の戦争状態が発生した場合に、戦争に参加しない国家が交戦当事国に対して有する地位をいう。

二 戦時国際法上の一般原則によれば、交戦当事国間に戦争状態が成立すると、戦争に参加しない第三国は、当然に中立国となり、交戦当事国との間に中立国としての権利義務関係が発生する（中立国は、交戦当事国に対し公平と回避を維持するために特殊な義務を負う。）。

このような「中立」制度は、戦争が国際法上合法であった時代に成立し発達したものである。一九〇七年のハーグ中立諸条約（陸戦ノ場合ニ於ケル中立国及中立人ノ権利義務ニ関スル条約、海戦ノ場合ニ於ケル中立国ノ権利義務ニ関スル条約）はこのプロセスの帰結であり、成果である。

三 しかし、それ以後、国際連盟規約、不戦条約を通じて戦争の違法化への国際法の発展が見られ、国連憲章に至ってそれが一応の完結を見た。このように「戦争」の地位が国際法上基本的に変化するに伴って、戦争に伴う地位としての「中立」の制度も根本的に変化せざるを得なかった。

四 国連憲章の下では、加盟国は原則として武力の行使を禁じられており、武力紛争が万一発生する場合でも、国連自身が加盟国に対し国際の平和と安全の維持、回復のために必要な軍事的その他の措置をとることを求めることができるほか、加盟国が自衛権の行使として実力行使に訴えることが認められているのである。

これらの場合、現実を生ずる事態は実態的には武力衝突ではあっても、法的には戦争とは性質的に異なるものであり、第三国を伝統的な意味での「中立」の地位に当然に立たしめるものではない。

五 以上のような条件の枠内において、武力紛争が発生した場合に、第三国が「中立」の立場を選ぶかどうかどう

かは、基本的には当該国の政策の問題であるが、第三国が伝統的な意味での「中立」の立場を維持しなかったとしても、国連憲章下の今日の国際法上、直ちに「中立義務違反」としての違法行為を構成するものではなく、また、法的に当該武力紛争における「交戦国」としての立場に立たされることになるわけではない。(例えば一九三九年から四一年までの第二次大戦における米国の「非交戦国」(Non-belligerent)の立場や、朝鮮事変において国連安保理決議に協力した国連加盟国の立場は、かかる見地から合法とみなされている。)

(国会答弁例)

衆・外務委 昭四七・四・二六  
〔高島外務省条約局長 答弁〕

○高島政府委員・・・これは戦前の戦争の概念から申しますと、戦争があつた場合に交戦当事国以外は、いわゆる中立国ということで中立国としての特別の義務を負わなければならない。したがって、その交戦国に対して基地を提供するとか、交戦国の必要とする戦略物資を補給するとかということは禁止されております。これはしたがしまして戦前の戦争を前提とした国際法の概念でございます。戦後は先ほど申しましたとおり、自衛権の行使として以外の武力の行使は認められない、または国連自体が決定をした強制措置以外、たとえば朝鮮におけるがごとき場合以外は各国がかつてに武力を行使することは許されないというたてまえからいたしまして、そのような前提に立ちますと、ただいま先生がおっしゃったような戦前の交戦国あるいは中立国、これとの関連におきますいろいろな法規の適用ということは、現在はありません。したがっ

て、戦地においては、先ほどいろいろ申しましたとおり、いろいろ戦闘に関する諸法規が適用されるというふうに思いますが、それ以外の国を中立国として中立法規を順守しなければならないというような関係には立ちません。したがって自衛権の行使に対して特定の基地を提供するというようなことは、何ら現在の国際連合憲章のもとで禁止されておる行為ではないというふうに確信しております。

〔衆・内閣委 昭五〇・八・二六〕

〔松永外務省条約局長 答弁〕

○松永説明員・・・その次の中立法規が適用されるかどうかという御質問でございますけれども、中立ということとは、先ほど申しました伝統国際法のもとにおきまして戦争が合法化されていたときに、戦争当事国とその当事国でない国との関係を規律するためにつくられている法規でございます。現在の戦争というのが合法化されていない国際法のもとにおいて中立法規がそのまま適用になると考えるのは適当でないと考えております。

○松永説明員・・・国際法上の議論として中立であるかいなかということ、現在の状態において議論することは必ずしも適当でないと考えます。その理由は、先ほど申しましたごとく、中立に関する法規と申しますのは、戦争というものが合法化されていたときに、中立国の中立義務あるいは交戦国の中立を尊重すべき義務を定めた戦時法規でございますから、そういう意味で用いられております国際法上の中立というものの、そういうものが存在するか存在しないかという議論を、現在の国連憲章のもとにおける国際関係に当てはめて議論するということは適当ではないというふうに考えております。

〔衆・予算委 昭五八・三・三〕

（栗山外務省条約局長 答弁）

○栗山政府委員 戦前の伝統的な国際法、戦時国際法というものがそのままの形で妥当しないということは、従来から申し上げておるところでございます。もちろん、すべてないということではございませんが、戦後におきましては、・・・国連憲章のもとで自衛権以外の武力行使というものが認められなくなったという状況のもとにおきまして、戦前の伝統的な国際法のもとのいわゆる中立法規というようなものがそのままの形では適用にならないということは、従来から政府が申し上げているところでございます。

○栗山政府委員 今日、の国際法におきましては、伝統的な戦時国際法の中でいわゆる人道法と称せられておりますような、各種の戦闘手段、行為についてのいろいろな人道的な考慮からの制限というようなものはそのまま今日においても妥当すると思えます。しかしながら、たとえば典型的な例で申し上げますと、中立法規に伴います中立国の義務でありますとか、それに対します交戦国の中立国の中立の尊重義務でありますとか、そういうようなものは今日の国連憲章のもとではそのままの形では妥当しないということでございます。

〔衆・予算委 昭六一・三・八〕  
小和田外務省条約局長 答弁

○小和田政府委員 御指摘の一九〇七年の陸戦及び海戦の場合における中立に関する条約は、発効いたしまして日本も当事国になった条約でございます。ただ、この条約は、詳細は申し上げませんが、古い条約でございます。今日の国連憲章下の事態においてそのまま適用があるというふうにお考えになることは必ずしも正しくないというふうに理解しております。

○小和田政府委員 ・ ・ ・ 国連憲章に至りまして、国際法上のテクニカルな意味で申しますところの戦争というものは違法な存在ということになったわけでございます。この戦争というものに伴う事態であるところ

の中立制度、伝統的な国際法で言うところの中立制度というものも、それに従って根本的な変更を受けておるといふのが私どもの認識でございます。

国連憲章のもとでは、御承知のように、武力の行使が原則的に加盟国に対して禁ぜられております。そこで、万一武力紛争が発生するという事態を考えてみましても、それは国連自身が加盟国に対して国際の平和と安全の維持あるいは回復のために必要な軍事的その他の措置をとることを求めるというケースと、それから憲章第五十一条で認められておりますところの加盟国が自衛権の行使として実力行使に訴える、こういう二つのケースが認められているにとどまるわけであります。

そこで、そういう二つの場合におきまして、国連憲章の枠組みの中におきましては、現実を生ずる事態というのが実体的に武力紛争に当たるような事態でありましても、それは法的に、国際法的な認識としては、いわゆる伝統的な国際法で言うところの戦争というものとは性質的には同一ではないのでございまして、第三国は伝統的な意味での中立という地位に立つわけではないということになるわけでございます。

つまり、中立国と交戦国というものを二元論的に割り切るといふ考え方、十九世紀に主として成立、発展いたしましたそういう考え方というものが、今や非常に大きい基本的な変更を受けているわけでありまして、今日の国連憲章のもとにおいて存在している事態というものは、違法な武力行使に訴える国と、それに対して国連自体の要請によって武力行使を行う国ないしは固有の自衛権に従って武力行使を行う国というふうになるわけございまして、その場合に第三国がすべて中立という、厳密な意味での中立という立場をとらなければならぬという義務は当然には発生しないということになるわけでございます。ちなみに、これは政府の考え方でございますが、学説的にも通説的な考え方ということになっていっていると承知しております。

〔衆・予算委 平二・二・一〕  
〔東郷外務省条約局長 答弁〕

○東郷政府委員・・・

交戦国、中立国というこの概念、これは・・・戦争自体が国家政策の遂行手段の一つとして認められていた伝統的な戦時国際法のもとで発達したものでございます。これに対しまして、第二次世界大戦以降、武力の行使が原則的に禁止されまして、国際法上の戦争が違法化された国連憲章のもとにおきましては、戦争が違法でないということを前提としました交戦国それから中立国、こういった概念が今日そのまま適用になるわけではないというふうに考えております。